

# 積算基準対照表

(港湾土木請負工事積算基準)

令和4年度



修正內容

港灣土木工程事務所請負積算基準

## 港湾・漁港編

### 修正箇所 修正内容

<p><b>2-1-3</b></p> <p><b>記載の追記</b> 「計上にあたっては、所定の雜材料率の限度いつぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行ふものである。」を追記。</p>	<p><b>港湾土木請負工事積算基準</b></p> <p><b>2) 物価資料により難い場合</b></p> <p>(1) 特別調査による場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引数量、ならびに1回当たりの取引数量によって決定することを原則とする。</p> <p>(2) 見積による決定</p> <p>特別調査により難い場合は、見解によつて決定する。その場合は、以下による。</p> <p>① 見積を提出する場合は、施設十件、品質、規格、数量および入時期、調査等の条件を表示し、見積依頼を行う。</p> <p>② 見積は、原則として3件以上から數取す。</p> <p>③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積の数が多い場合は、最高度価格を採用する。</p> <p>(3) その他</p> <p>現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができます。</p> <p><b>2-2-2 材料費</b></p> <p>支給材料の價格は購入価格とし、開発工事の実費負担としての分を算上する。ただし、別途製作した材料（ケーン、アロック等）および衛生材料は、無償計算とする。</p> <p>なお、支給材料の搬入、搬出および運搬費の経費は直接工事費に計上する。</p> <p><b>2-2-3 雜材料</b></p> <p>代価表に純材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、下記基準は、純材料の対象としない。</p> <p><b>2-3 直接経費</b></p> <p><b>2-3-1 特許使用料等</b></p> <p>(1) 特許使用料は、特許権者に基づく販売登録がされた場合は、販売の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。</p> <p>(2) 適用対象</p> <p>使用する技術、工法について特許法に基づく登録がされた場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。</p> <p>(1) 適用対象</p> <p>特許権者は、特許権等に係る施工法、製造法、製造法ならびに新技術、某項新技術および他の特許を用いて施工、製作させた物等、工事所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許権は基づく手続きのうち、販売登録が完了している場合は上記登録を完了し、かつ販売登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する権利に適用する。</p> <p>(2) 種算方法</p> <p>工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および供出する技術者等の費用の合計額とする。</p> <p>(1) 工法使用料等の算出</p> <p>共有物特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく付属金等が直する納付金等の料も分に分担して特許使用料を計上し、実用特許工法等を使用する場合は、当該部分に係る特許使用料を計上する。</p> <p>なお、特許権、実用新案権および意匠登録等については、特許使用料が含まれている場合があるため留意されたい。</p>
<p>千葉県</p>	<p>2   物価資料により難い場合</p> <p>(1) 特別調査による場合は、特別調査によって決定することを原則とする。当該工事の取引数量、ならびに1回当たりの取引数量によって決定することを原則とする。</p> <p>(2) 見積による決定</p> <p>特別調査により難い場合は、見解によつて決定する。その場合は、以下による。</p> <p>① 見積を提出する場合は、施設十件、品質、規格、数量および入時期、調査等の条件を表示し、見積依頼を行う。</p> <p>② 見積は、原則として3件以上から數取す。</p> <p>③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積の数が多い場合は、最高度価格を採用する。</p> <p>(3) その他</p> <p>現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができます。</p> <p><b>2-2-2 材料費</b></p> <p>支給材料の價格は購入価格とし、開発工事の実費負担としての分を算上する。ただし、別途製作した材料（ケーン、アロック等）および衛生材料は、無償計算とする。</p> <p>なお、支給材料の搬入、搬出および運搬費の経費は直接工事費に計上する。</p> <p><b>2-2-3 雜材料</b></p> <p>代価表に純材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、下記基準は、純材料の対象としない。</p> <p><b>2-3 直接経費</b></p> <p><b>2-3-1 特許使用料等</b></p> <p>(1) 特許使用料は、特許権者に基づく販売登録がされた場合は、販売の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。</p> <p>(2) 適用対象</p> <p>使用する技術、工法について特許法に基づく登録がされた場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。</p> <p>(1) 適用対象</p> <p>特許権者は、特許権等に係る施工法、製造法、製造法ならびに新技術、某項新技術および他の特許を用いて施工、製作させた物等、工事所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許権は基づく手続きのうち、販売登録が完了している場合は上記登録を完了し、かつ販売登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する権利に適用する。</p> <p>(2) 種算方法</p> <p>工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および供出する技術者等の費用の合計額とする。</p> <p>(1) 工法使用料等の算出</p> <p>共有物特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく付属金等が直する納付金等の料も分に分担して特許使用料を計上し、実用特許工法等を使用する場合は、当該部分に係る特許使用料を計上する。</p> <p>なお、特許権、実用新案権および意匠登録等については、特許使用料が含まれている場合があるため留意されたい。</p>

港湾・漁港編 修正箇所	港湾土木請負工事積算基準 千葉県	<p>出典：鴨川漁港修築「波高7」-解析) 委託報告書 (平成9年1月) 図-9(1)</p> <p>※单-9 (1) 追加</p>
修正内容		<p>単-9(1)追加 「港湾及び漁港供用係数 ランク表示表」追加</p> <p>無し</p>



# 積算基準対照表

(公園編)

令和4年度



公園編 修正箇所	公園緑地工事標準歩掛 修正箇所	千葉県
公園編 修正箇所	公園緑地工事標準歩掛 修正箇所	千葉県



# 積算基準対照表

(設計業務等標準積算基準書)

令和4年度



修正内容	設計業務等標準積算基準 第1編 総則 (参考資料)	第1章 総則 (参考資料) 第1節 用語の定義 （3）「物価資料」一式を削除 第2節 2-2 （3）「物価資料」一式を削除。 第2節 2-2 （3）「物価資料」一式を削除。
参1-1-1	第1章 総則 (参考資料)	<p>第1章 総則 (参考資料) 第1編 総則 (参考資料)</p> <p>第1節 用語の定義</p> <p>積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目的の内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたものの。 標準歩掛 : 営業、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。</p> <p>適用範囲 : 標準歩掛け適用できる範囲を示したもの。</p> <p>適用範例 : 各作業における作業内容を整理したものの。 適用区分 : 各作業における作業内容を整理したものの。</p> <p>参考資料 : 積算基準、標準歩掛けの統一的な運用を図るために、歩掛けの運用方法、数量の算出方法、業務のフロー図、積算例等をまとめたもの。</p> <p>プローフ図 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。</p> <p>積算例 : 標準歩掛けにおいて、各種条件に対する補正方法や標準歩掛け設計の積算方法についての例。</p> <p>物価資料 : 「建設物価」、「積算資料」をいう。</p> <p>第2節 設計等における数値の扱い</p> <p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。</p> $\text{（設計に使用する価格）} = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$ <p>なお、算出された価格が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>設計価格は、標準歩掛けによる単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>（1）数量</p> <p>数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間についてでは小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。</p> <p>（2）単価</p> <p>（単価表及び内訳書の各構成要素の単価） 補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>（3）物価資料を用いる単価</p> <p>（単価表及び内訳書に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。） 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の資料にしあわせることとする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の有効桁とある。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 &lt;例&gt; 1) 人力単価の有効桁のないものについては、その価格とする。 2) 人力単価の有効桁が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 平均額 33,750 円（有効桁3桁） 積算資料 34,000 円（有効桁2桁） 平均額 33,750 円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）</p> <p>（4）金額</p> <p>各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>（5）商品</p> <p>（地質調査業務についてのみ） 商品は、個々の歩掛けに示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>（6）単価表の合計金額</p> <p>1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 制量業務及び地質調査業務 単位数量当たり単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切り捨て）とする。</p>

業務委託編

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉県
参1-1-2	<p><b>削除</b> 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）</p> <p>(4) 準正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(6) 製品（地質調査業務についてのみ） 准品は、個々の歩掛に示された割合を上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 制量業務及び地質調査業務 単位数量当たり単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 税費を算出する際の係数 税費を算出する際の係数（<math>\alpha / (1 - \alpha)</math>）の端数は、個別に明記されている場合を除き、バーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であって、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字2桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計上数量とする。 7) 設計表示数位に満たない設計変更是契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字1桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) (2) 設計表示単位一覧について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計上数量とする。 7) 設計表示数位は設計変更是契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(7) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 税費を算出する際の係数 税費を算出する際の係数（<math>\alpha / (1 - \alpha)</math>）の端数は、個別に明記されている場合を除き、バーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(9) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であって、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字1桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</p> <p>3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。</p> <p>4) 設計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</p> <p>5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</p> <p>6) 契約数量は設計上数量とする。</p> <p>7) 設計表示数位に満たない設計変更是契約変更の対象としないものとする。</p> <p>8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。</p>

## 業務委託編

業務委託編 修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉県 第2章 積算基準(参考資料)
参1-2-11	<p>(7) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 経費を算出する際の係数 <math>(a / (1 - \alpha))</math> の端数は、個別に明記されている場合を除き、ハーセント表示が適用される際の係数 (小数第3位四捨五入) まで算出する。</p> <p>(9) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なら、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (10,000円単位で切捨て) するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>「4. 請負比率は、小数点第7位を切捨て、小数点第6位止めとする。」を追加</p> <p>2-3 設計表示単位            (1) 設計表示単位の取扱い、            1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の(2) 設計表示単位とおりとする。            2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁四捨五入)の数量を設計表示単位とする。</p> <p>3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。</p> <p>4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</p> <p>5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別伝を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</p> <p>6) 契約数量は設計計上数量とする。</p> <p>7) 設計表示単位に満たない設計変更是契約変更の対象としないものとする。</p> <p>8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。</p>	<p>1-8 諸経費等の扱い 1-8-1 諸経費率等の適用            (1) 諸経費率等の適用について、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。            (2) 標準歩掛が適用できない業務を構成する場合は、当該業務に從事する技術者等に適用される諸経費率等を用いるものとする。(他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。) 例えは、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。</p> <p>1-8-2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。</p> <p>1-9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。  <math display="block">\text{変更業務費} = \frac{\text{変更官積算業務価格}}{\text{直前の官積算額}} \times \text{直前の官積算額}</math> <math display="block">(落札率を乗じた額)</math> <math display="block">\text{変更業務費} = \frac{\text{落札率} \times \text{業務価格}}{(変更業務委託料)} \times (1 + \text{消費税率})</math> </p> <p>注 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。            2. 直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。            3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。            ・当初業務履行予定期から施設した区間の数量変更があった場合            ・当初業務では想定されなかった新工種が追加された場合</p> <p>4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする。</p>

## 業務委託編

修正内容 5-1-1	設計業務等標準積算基準書	千葉県
工事監督支援業務を追加	<p>工事監督支援業務 工事監督支援業務委託標準基準については、国土交通省関東地方整備局で使用している別注者支授業務標準基準」を参考に作成している。</p> <p style="text-align: right;">工事監督支援業務積算基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>1. 溝口範囲 この標準基準は、土木工事（港湾空港開発を除く。）に係る工事監督支援業務を対象とする場合に適用する。</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託料の構成</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内訳</p> <p>イ 直接原価 （い）直 接 人 件 費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とします。</p> <p>（ロ）直接経費（核算上計上分）</p> <p>直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業用品費</li> <li>○ 旅費交通費等（業務用自動車保料、燃料費及び運転手賃金含む）</li> <li>○ 営業用事務消耗料及び備品費等</li> <li>○ 電算機使用料費</li> </ul> <p>（ハ）直接経費（核算上計上するものを除く）</p> <p>直接経費（核算上計上分）以外の直接経費とします。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の事務職員の人事費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 ※ その他原価は、直接受益（核算上するものを除く）及び間接原価がかかる。</p> <p>ハ 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は一般管理費及び附加利益とする。</p> <p>一 興業税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を核算するものとする。</p>	<p style="text-align: right;">5-1-1</p>

## 業務委託編

修正内容	設計業務等標準積算基準書								
5-1-2	<p>工事監督支援業務を追加</p> <p>3、業務委託料の計算</p> <p>(1)業務委託料の核算方式</p> <p>業務委託料は、次の方式により算定するものとする。</p> <p>業務委託料 = (業務原価) + (当期税相当額)</p> <p>= [(業務原価) + (-一般管理費等)] + (当期税相当額)</p> <p>= [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) + (-一般管理費等) + (当期税相当額)]</p> <p>(2)各種消費目の算定</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ)直接人件費</p> <p>業務に従事する者の標準日額については、5 標準歩掛による。</p> <p>(D)直接経費</p> <p>事務用品費、業務用自動車料及び電算機使用料は業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合に計上する。</p> <p>a 事務用品費</p> <p>特に必要が所在場合に計上する。</p> <p>b 旅費交通費</p> <p>旅費並びに通勤費に関する算定は該計算書等標準積算基準書における(参考資料)に従ずる。なお、土木工事は、直接人件費との地図簿に必要な専門図書は、その地図簿に含まれる。 なお、運動によく業務を行ふ場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費並びに通勤費等として算出すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は精算上含まれているため、別途計上しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">旅費交通費等</td> <td style="width: 50%;">旅費交通費等の上限(千円)</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の4~15%</td> <td>直接人件費の2~7%</td> </tr> </table> <p>(注)旅費交通費の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。</p> <p>c 業務用事務室賃料、備品等</p> <p>発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>d 電算機使用料</p> <p>電算機リース料が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用料として算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">電算機使用料</td> <td style="width: 50%;">電算機使用料の上限(千円)</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の2~7%</td> <td>直接人件費の2~7%</td> </tr> </table> <p>(注)直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。</p> <p>e その他</p> <p>電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。</p> <p>口 その他の原価</p> <p>その他の原価は、次式に示す算出した額の範囲内とする。</p> <p>(その他の原価) = (直接人件費) × α / (1 - β)</p> <p>ただし、αは原価(直接経費の総上計上分を除く)に占めるその他の原価の割合であり、35%とする。</p> <p>ハ 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次式に示す算出した額の範囲内とする。</p> <p>(一般管理費等) = (業務原価) × δ / (1 - β)</p> <p>ただし、δは業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)	直接人件費の4~15%	直接人件費の2~7%	電算機使用料	電算機使用料の上限(千円)	直接人件費の2~7%	直接人件費の2~7%
旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)								
直接人件費の4~15%	直接人件費の2~7%								
電算機使用料	電算機使用料の上限(千円)								
直接人件費の2~7%	直接人件費の2~7%								

業務委託編

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉県
5-1-3	<p>工事監督支援業務を追加</p> <p>(3) 変更の取扱い 業務委託の変更是、次の各号に基づいて行うものとし、官報算書をもとにして次のばに記載する。</p> $\text{変更業務委託料} = \frac{\text{変更標準金額}}{\text{直前の標準金額}} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$ <p>1) 直接人件費は、業務内管(業務対象工事件数等)の変更に応じて変更する。      2) 直接経費          ①業務用自動車燃料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査室に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更がある場合は、直接経費に変更を行ふものとする。          ②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費、交通費が変わると場合に変更する。      3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行ふ。      4) その他          その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)を参考とする。</p> <p>4. 業務内容</p> <p>(1) 打合せ          ・業務の実施にあたり請負監理者と管理者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行なうこととする。          ・業務履行期間中、請負監理者と管理者は各自は定期的に打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は監修図面によるものとする。          ・定期的に行合せについては、業務着手時及び業務完了時に行合せされることが出来る。</p> <p>(2) 工事管理          ・工事監督支援業務は、直仕様書を基本とする。</p> <p>(3) 指挥・監督業務          ・工事監督支援業務は、直仕様書を基本とする。</p>	無し

## 業務委託編

修正内容	設計業務等標準積算基準書
------	--------------

5-1-4	<p>工事監督支援業務を追加</p> <p>5. 標準歩掛け 標準歩掛けは以下のとおりとする。</p> <p>(1)打合せ</p> <p>1月当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>難度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期打合せ</td> <td>人</td> <td>1.2</td> <td>技術(A)</td> <td>移動時間含む。2回／月を標準とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 打合せには、打合せ議事録の作成期間及び移動時間(片道所要時間・移動時間)を含むものとする。</p> <p>2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。</p> <p>3. 担当技術者の歩掛けは、基準日額の計算に含む。</p> <p>4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。</p> <p>(2)工事監督支援業務</p> <p>1)業務計画</p> <p>1業務当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>難度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務計画</td> <td>人日</td> <td>1.4</td> <td>技術(A)</td> <td>担当技術者の歩掛けは、基準日額の計算に含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管理技術者を対象とする。</p> <p>2)工事管理</p> <p>1工事当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>難度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事管理</td> <td>人日</td> <td>0.4</td> <td>技術(A)</td> <td>工事書類、関係資料の確認を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3)工事監督支援</p> <p>1ヶ月当たり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>難度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指揮・監督業務</td> <td>人日</td> <td>1.1</td> <td>技術(A)</td> <td>指定される担当技術者に人件費を算する。</td> </tr> <tr> <td>担当技術者</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td>技術(O)</td> <td>業務内容が標準的でない場合は賃金考慮する。なお、人件費の割算は次式による。</td> </tr> <tr> <td>苗條経費</td> <td>式</td> <td>1.0</td> <td></td> <td>(主)指揮・監督業務についてでは管理技術者を対象とする。担当技術者については、以下の通りとする。 ・担当技術者(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 〇〇人・日・月 + 複数業務標準相当額 ・必要人数は、業務が後工程を考慮し決定するものとする。 ・1月・日当たりの数については、土日・祝日・年末年始休除外のほか、6月月当たり標準10日(1年で240日)の10日を確保するに計算し、計算すること。 ・超過業務標準担当者の賃金は、担当技術者の時間外給与相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。 超過時間あたり標準単価 = 基準日額 × <math>\frac{1}{8}</math> × A × B ただしA、Bは以下の通りとする。 A = <math>\frac{125}{100}</math> B = 標準対象賃金比</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	単位	数量	難度	備考	定期打合せ	人	1.2	技術(A)	移動時間含む。2回／月を標準とする。	作業区分	単位	数量	難度	備考	業務計画	人日	1.4	技術(A)	担当技術者の歩掛けは、基準日額の計算に含む。	作業区分	単位	数量	難度	備考	工事管理	人日	0.4	技術(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。	作業区分	単位	数量	難度	備考	指揮・監督業務	人日	1.1	技術(A)	指定される担当技術者に人件費を算する。	担当技術者	式	1.0	技術(O)	業務内容が標準的でない場合は賃金考慮する。なお、人件費の割算は次式による。	苗條経費	式	1.0		(主)指揮・監督業務についてでは管理技術者を対象とする。担当技術者については、以下の通りとする。 ・担当技術者(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 〇〇人・日・月 + 複数業務標準相当額 ・必要人数は、業務が後工程を考慮し決定するものとする。 ・1月・日当たりの数については、土日・祝日・年末年始休除外のほか、6月月当たり標準10日(1年で240日)の10日を確保するに計算し、計算すること。 ・超過業務標準担当者の賃金は、担当技術者の時間外給与相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。 超過時間あたり標準単価 = 基準日額 × $\frac{1}{8}$ × A × B ただしA、Bは以下の通りとする。 A = $\frac{125}{100}$ B = 標準対象賃金比
作業区分	単位	数量	難度	備考																																															
定期打合せ	人	1.2	技術(A)	移動時間含む。2回／月を標準とする。																																															
作業区分	単位	数量	難度	備考																																															
業務計画	人日	1.4	技術(A)	担当技術者の歩掛けは、基準日額の計算に含む。																																															
作業区分	単位	数量	難度	備考																																															
工事管理	人日	0.4	技術(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。																																															
作業区分	単位	数量	難度	備考																																															
指揮・監督業務	人日	1.1	技術(A)	指定される担当技術者に人件費を算する。																																															
担当技術者	式	1.0	技術(O)	業務内容が標準的でない場合は賃金考慮する。なお、人件費の割算は次式による。																																															
苗條経費	式	1.0		(主)指揮・監督業務についてでは管理技術者を対象とする。担当技術者については、以下の通りとする。 ・担当技術者(式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 〇〇人・日・月 + 複数業務標準相当額 ・必要人数は、業務が後工程を考慮し決定するものとする。 ・1月・日当たりの数については、土日・祝日・年末年始休除外のほか、6月月当たり標準10日(1年で240日)の10日を確保するに計算し、計算すること。 ・超過業務標準担当者の賃金は、担当技術者の時間外給与相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。 超過時間あたり標準単価 = 基準日額 × $\frac{1}{8}$ × A × B ただしA、Bは以下の通りとする。 A = $\frac{125}{100}$ B = 標準対象賃金比																																															

## 業務委託編

工事監督以外業務	割合
特に多い	0. 2以上0. 4未満
多い	0. 4以上0. 6未満
普通	0. 6以上0. 8未満
少ない	0. 8以上

$$\alpha : Q \cdot 22$$

$$N : 工事実績$$

$$K : \Sigma (K_1 * K_2 * K_3 * K_4 * K_5)$$

$$(1) K_1 : 工事予定期 (箇単位)$$

$$(但し、1, 50,000円以下は0. 15とする。)$$

- ・国税 (併用) 工事処理料、当該年度分
- ・複数工事等の上記に「工事予定期 + 施設等監査監修料」が同一組合士 基本料金額の7%増

$$(2) K_2 : 工事区分率$$
 $| 工事区分            | K_2  |
|-----------------|------|
| 河川・海岸           | 1. 1 |
| 河川・運河橋梁         | 1. 0 |
| 道路改良・交差点改良・技術監査 | 1. 3 |
| 鉄道駅・P.C.橋 (上部工) | 0. 7 |
| 港湾 (内港・外港) 全般   | 0. 8 |$

## 業務委託編

修正内容	設計業務等標準積算基準書
参6-1-2	

工事監督支援業務を追加

共同特 トンネル・ダム 動物・地すべり 河川・道路維持	1. 0 0. 9 1. 2 2. 0																																																								
1) 上表の工種区分は、現場監視時の工種区分を参考にして決めたが妥当しない。正確に一つ いでは、監督範囲を考慮して判定をめぐらめることとする。																																																									
2) 上表の工種は、標準であり、「監督条件により+0、-2の範囲で變すことが出来る。																																																									
(1) 特殊工事(特に山の裏、トンネル、幹線道路等)。 (2) 工種が多種である場合は、別途別途料金を算入する場合。 (3) 現場監査を処理し、かつ公断的立場と監督監査)を兼ねる場合。 (4) 施工工事の場合、これら場合は、その時期に応じて割増を適用するものとする。																																																									
(3) K3:監督方法別																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>監督方法</th> <th>K3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般監督</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>重点監督</td> <td>1. 1*</td> </tr> <tr> <td>重点監督施工</td> <td>1. 1*</td> </tr> </tbody> </table>		監督方法	K3	一般監督	1. 0	重点監督	1. 1*	重点監督施工	1. 1*																																																
監督方法	K3																																																								
一般監督	1. 0																																																								
重点監督	1. 1*																																																								
重点監督施工	1. 1*																																																								
※既に入山工事で重複監査について、其箇點指書等で規定がある場合はのみ																																																									
(4) K4:監督距離別																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離(キロ)</th> <th>K4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5km未満</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>5km以上15km未満</td> <td>1. 1</td> </tr> <tr> <td>15km以上30km未満</td> <td>1. 2</td> </tr> </tbody> </table>		距離(キロ)	K4	5km未満	1. 0	5km以上15km未満	1. 1	15km以上30km未満	1. 2																																																
距離(キロ)	K4																																																								
5km未満	1. 0																																																								
5km以上15km未満	1. 1																																																								
15km以上30km未満	1. 2																																																								
(5) K5:地域別																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>K5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地・山岳地</td> <td>1. 3</td> </tr> <tr> <td>その他地帯</td> <td>1. 0</td> </tr> </tbody> </table>		地域別	K5	市街地・山岳地	1. 3	その他地帯	1. 0																																																		
地域別	K5																																																								
市街地・山岳地	1. 3																																																								
その他地帯	1. 0																																																								
4. 延長期間の算定																																																									
前述3で算出された日別延長日数が正となる期間が2ヶ月までに該当出来るが、但し、2ヶ月 月を超える場合は別途算定すること。この期間に加え前1ヶ月以内、後1ヶ月以内を監督期間とする。																																																									
(例)																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○工事</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>施工日数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>+ヶ月</td> </tr> <tr> <td>差か正</td> <td>ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		工事名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	○○○工事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	施工日数	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+ヶ月	差か正	ヶ月												
工事名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考																																												
○○○工事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																												
施工日数	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+ヶ月																																												
差か正	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月																																												
III その他																																																									
1. 下記のような条件を有する工事が工事監査対象外のため工事で、その要因を考慮した場合は、主管課に 相談すること。																																																									
(1) 工事監査対象外は副主任第2002年第4取引第2005年第2月に付する結果監査以外に 特殊な専門業者が監修する場合。																																																									
(2) 現場監査を実施するにあたっては、Ⅰの3で求めた監査の変動状況、監査の内審等を監査するものとする。																																																									

## 業務委託編

修正内容 参6-2-1	設計業務等標準積算基準書	工事監督支拂業務標準積算基準(別紙一)(次)
工事監督支援業務を追加	<p>1、運用基準について 当該運用は事務方針で、受取手（設計評価審査方針）とする場合を対象とし、それ以外の場合は別に定義するものとする。</p> <p>2、基準未定の場合は「工事監督支援業務標準積算基準」の第1章、3、業務特有の標準（2）各機関毎の算定（イ）直接受付、及び（ロ）直接受付（各種専門）のいずれかのより下のとおりとする。</p> <p>2-1 工事監督支援業務</p> <p>1) 営業契約</p> <p>2) 各機関毎の算定</p> <p>①事務用品費</p> <p>在所にて業務を行う場合は、別紙一ハノコ及びアリンク網用引により上るものとする。</p> <p>②旅費支拂費</p> <p>旅費支拂費について、通常による業務を行なう場合は、直接受付料金とするものとする。</p> <p>なお、率を円、以、税込としている場合は、以下のようになります。</p> <p>ア、打合せにおける旅費支拂費については、打合せ回数分を「課業業務標準積算基準」に上り上すること。</p> <p>イ、業務用品費は、直接受付料金（税込・課税・適用税額を含む。）のために1日・台あたりの時間料に上するものとする。</p> <p>3) 打合せ</p> <p>打合せ回数は、料記料金による。</p> <p>定期打合せ料金は、施設支拂業務標準積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務廻所（各事務所等）毎に、管理者を1、2人／月以上するものとする。</p>	<p>無し</p>

## 業務委託編

## 修正内容

設計業務等標準積算基準書

参6-2-2

工事監督支援業務を追加

		千葉県																																																				
別紙-1																																																						
別紙-2	<p>1) パソコン(CADソフト含む) 1台当たり パソコン及びプリンタ機器料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>価格料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>OS</td> <td>Windows 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Microsoft office 2013</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Just system 一般用 Pro</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Adobe Acrobat DC</td> <td>21,039</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>アドウェア</td> <td>CADソフトウェア (AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CIVIL TOOLS 2016)等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) パソコン(CADソフト含まない) 1台当たり パソコン料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>価格料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>OS</td> <td>Windows 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Microsoft office 2013</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Just system 一般用 Pro</td> <td>14,881</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Adobe Acrobat DC</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙、トナー等含まない) プリンタ料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>価格料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>用紙など</td> <td>カラー出力及最大A3対応</td> <td>16,885</td> </tr> </tbody> </table>	No	項目	仕様	価格料	1	OS	Windows 10				Microsoft office 2013				Just system 一般用 Pro				Adobe Acrobat DC	21,039	2	アドウェア	CADソフトウェア (AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CIVIL TOOLS 2016)等)		No	項目	仕様	価格料	1	OS	Windows 10				Microsoft office 2013				Just system 一般用 Pro	14,881			Adobe Acrobat DC		No	項目	仕様	価格料	1	用紙など	カラー出力及最大A3対応	16,885	無し
No	項目	仕様	価格料																																																			
1	OS	Windows 10																																																				
		Microsoft office 2013																																																				
		Just system 一般用 Pro																																																				
		Adobe Acrobat DC	21,039																																																			
2	アドウェア	CADソフトウェア (AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CIVIL TOOLS 2016)等)																																																				
No	項目	仕様	価格料																																																			
1	OS	Windows 10																																																				
		Microsoft office 2013																																																				
		Just system 一般用 Pro	14,881																																																			
		Adobe Acrobat DC																																																				
No	項目	仕様	価格料																																																			
1	用紙など	カラー出力及最大A3対応	16,885																																																			

参6-2-2

